



## 健康と医療

# 医療費の助成

子育て家庭が医療機関に支払う医療費を助成する制度があります。制度をよく知って、活用してください。

## ●小児医療費助成

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

0歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さまの医療費を助成しています。受給資格者証の発行には市町村への申請が必要です。

自己負担額 ▶ 無料

## ●小児慢性特定疾病医療費助成

お問い合わせ・申請先 | 各圏域保健所・鳥取市保健所 (P29)

小児慢性特定疾病医療費助成とは、特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成する制度です。また、申請者等の市町村民税の課税状況等に応じて、自己負担金が生じます。

### 助成対象・助成期間

対象となるのは、原則として18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)です。  
※毎年度更新申請が必要です。

### 対象となる疾病(16疾患群、788疾患)

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患に属する疾病(※一定の基準があります。)

### 鳥取県小児慢性特定疾病交通費助成

県外医療機関への受診にかかる負担を軽減するため、交通費の一部を助成しています。

### 鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成

保護者が病院に5泊以上付き添いを行う際にかかる費用の一部を助成しています。

## ●特定疾病医療費助成

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病に罹患している20歳未満の方を対象としています。(※先天性代謝異常の疾病のうち、一部の疾病については20歳以上の方も対象としています。疾病の状態の程度について、一定の基準はありません。)

※以下の負担上限額までは医療機関でお支払いいただく必要があります。

県外の医療機関を受診する場合は、医療機関に保険負担分をお支払いいただいた後に、以下の負担上限額を超える部分が市町村から助成されます。手続きについては、各市町村へご確認ください。

自己負担額 ▶ 通院:530円/日 入院:1,200円/日

※通院の場合、負担上限 一医療機関当たり 月4回分まで(負担上限額 月2,120円)

※入院の場合、低所得者世帯については負担上限 月15日分まで(負担上限額 月18,000円)

## ●その他の医療費助成制度

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

### 未熟児養育医療

入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を助成する制度です。ただし、指定養育医療機関での治療に限られます。また、世帯の所得税額などに応じて、自己負担金が生じます。

育成医療の給付 …P25参照